



—記者発表資料—

令和 7 年 3 月 3 日
日本下水道事業団

令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び令和 7 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置等について

令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び令和 7 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価の決定に伴い、日本下水道事業団では、その運用に係る特例措置を適用します。

1. 令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置

「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 7 年 2 月 17 日付け国官参建第 61 号、国港技第 102 号）により、令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定されました。

これに伴い、日本下水道事業団においてはその運用に係る特例措置を以下のとおり適用することとしました。

なお、本特例の適用対象工事については、その旨入札公告等に記載します。

（1）措置の概要

新労務単価の決定に伴い、（2）に定める工事の受注者は、工事請負契約書第 62 条の定めに基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができることとします。

（2）具体的な取扱い

令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものであって、かつ、委託団体と協議し了解を得たものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約変更を行います。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとします。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

2. 令和7年3月から適用する設計業務委託等技術者単価及び令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置

「令和7年度設計業務委託等技術者単価について」（令和7年2月14日付け国官技第440号、国港技第97号、国空空技第489号）により、令和7年3月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定されました。

また、上記のとおり、「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和7年2月17日付け国官参建第61号、国港技第102号）により、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定されました。

これらに伴い、日本下水道事業団においてはその運用に係る特例措置を以下のとおり適用することとしました。

なお、本特例の適用対象業務については、その旨入札公告等に記載します。

（1）措置の概要

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、（2）に定める建設コンサルタント業務等の受注者は、土木設計業務等委託契約書第57条の定めに基づく業務委託料の変更の協議を請求することができることとします。

（2）具体的な取扱い

令和7年3月1日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、旧技術者単価及び旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものであって、かつ、委託団体と協議し了解を得たものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約変更を行います。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとします。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

<問い合わせ先>

日本下水道事業団

○経営企画部経営企画課長 山田 敏史 TEL 03-6892-2004

○事業統括部技術監理課長 若尾 正光 TEL 03-6892-2009

○事業統括部事業調整課長 新川 祐二 TEL 03-6892-2013